

## 行政執行法人 効率化評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項	
法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構
主務省令期間	平成27～令和元年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣		
法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	製品評価技術基盤機構室長 黒田 俊久
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 横島 直彦

3. 評価の実施に関する事項	
<p>評価のために実施した手続き等については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年6月29日（月）～7月3日（金）にて、経営に関する有識者（芦邊 洋司、國井 秀子）及び評価に関する有識者より製品評価技術基盤機構の自己評価書について意見を聴取。 （独立行政法人製品評価技術基盤機構に係る経営に関する有識者及び評価に関する有識者）</li> </ul> <p>芦邊 洋司 G C A株式会社 顧問            梶屋 俊幸 一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事            國井 秀子 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科 客員教授            中西 準子 国立研究開発法人産業技術総合研究所 名誉フェロー            松田 譲 公益財団法人加藤記念バイオサイエンス振興財団 名誉理事            向殿 政男 明治大学 名誉教授</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年7月7日(火) 経済産業省産業技術環境局長より、製品評価技術基盤機構理事長、製品評価技術基盤機構監事から自己評価結果等についてヒアリングを実施。</li> </ul>	

4. その他評価に関する重要事項	
特になし。	

1. 全体の評定	
評定 (S、A、B、C、D)	B：主務省令期間における効率化計画を達成していると認められる。
評定に至った理由	主務省令期間（平成27年度～令和元年度までの5年間）において、毎事業年度、機構全体の業務運営の効率化に努め、効率化計画を達成したと判断し、評価基準に基づきB評定とした。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎事業年度、業務経費は前年度比1%減、一般管理費は3%減の経費削減を行い、適正な給与水準を維持するとともに、調達等合理化計画に基づいた適正な取組がなされた。</li> <li>・業務の電子化では、業務基盤システムであるNITE-LANシステムを調達・運用し、職員がテレワーク可能な環境を整え、業務運営の効率化を図ってきた。</li> <li>・このほか、毎事業年度の目標として掲げた給与水準の適正化や電子決裁率等の業務改善の取組も着実に実施し、全事業年度の指標を全て達成することができた。</li> </ul>

3. 課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	監事からの意見は特になし。
その他特記事項	外部有識者からの意見は特になし。

行政執行法人 効率化評価 項目別評定総括表

年度目標	年度評価					効率化 評価	項目別 調書No.	備考欄
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度			
業務運営の効率化に関する事項								
	B	B	B	B	B	B	I	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0386

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費(予算額、千円)	前年度比1%以上削減(每事業年度)	*新規に追加されるものや拡充分等は除外	5,625,555	5,569,299 (-1.01%)	—	—	—	
			—	5,804,825	5,746,777 (-1.01%)	—	—	
			—	—	5,843,075	5,784,644 (-1.01%)	—	
			—	—	—	5,872,731	5,814,004 (-1.00%)	
一般管理費(予算額、千円)	前年度比3%以上削減(每事業年度)		1,041,324	1,010,085 (-3.09%)	—	—	—	
			—	1,013,609	983,200 (-3.09%)	—	—	
			—	—	997,459	967,535 (-3.09%)	—	
			—	—	—	965,350	936,389 (-3.00%)	
給与水準に関する対国家公務員(ラスパイレス)指数	100.0以下(年齢・地域・学歴勘案)		97.1	96.2	96.7	97.0	96.6	
NITE-LANシステムのサービス提供時間内における稼働率	99%以上		—	99.8%	99.3%	99.8%	99.2%	
NITE-LANシステムの各種申請の処理時間	3営業日以内(繁忙期を除く)	*繁忙期:組織変更を伴う人事異動がある時期	—	最長3営業日	最長3営業日	最長3営業日	最長3営業日	
文書の電子決裁率	100%(令和元年度)		33.1%	45.2%	65.2%	100%	100%	

3. 主務省令期間の業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標参考事項 (令和元年度目標)	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		
		業務実績	自己評価	主務大臣による評価
<p><b>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 業務改善の取組に関する目標</b></p> <p>運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。</p> <p>また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。</p> <p><b>【中期的な観点から参考となるべき事項】</b></p> <p>運営費交付金要求額については、平成 32 年度以降は、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化を図ることとする。</p>		<p><b>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 業務改善の取組に関する目標</b></p> <p><b>●運営費交付金業務の予算削減における効率化</b></p> <p>機構は、主務省令に定める期間（5 年間）において、毎事業年度、新規に追加されるものや拡充分等を除外した上で、業務経費の効率化として前年度比 1.00%減、一般管理費の効率化として前年度比 3.00%減を係数として乗じた運営費交付金の交付を受け、効率化目標（業務経費の効率化として前年度比 1%減、一般管理費の効率化として前年度比 3%減）を達成した。</p> <p>なお、令和 2 年度からは、新規に追加されるものや拡充分に加えて、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費も除外した上で、効率化目標（業務経費の効率化として前年度比 1%減、一般管理費の効率化として前年度比 3%減）を設定することで、より効果的かつ効率的な業務運営を行っていく予定である。</p> <p><b>●調達等合理化計画</b></p> <p>調達等合理化計画については、主務省令に定める期間（5 年間）において、毎事業年度、契約監視委員会の了承を経て公表するとともに、一者応札・応募の減少のために事業者が応札準備期間を十分に確保できるように、以下の取組を継続的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報の Web サイトでの公開等による情報提供の充実</li> <li>機構 Web サイトから入札説明書をダウンロードできる仕組みやテレビ会議を活用した東京と大阪等の複数拠点での同時入札説明会・入開札の実施を行う等の入札参加者の利便性の向上</li> <li>応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格（ランク）の緩和</li> <li>入札不参加事業者への聞き取り調査を行い、改善策を検討</li> </ul> <p>以上を踏まえ、主務省令に定める期間（5 年間）において、年度ごとに以下の一者応札・応募減少のための指標を設定し、いずれの年度も指標を達成するなど、調達の合理化、効率化を図っている。</p> <p><b>【指標達成状況】</b> (令和元年度)</p> <p>指標 1：公告から適合証明書等又は入札書提出期限までの期間を平均で 25 日以上確保 結果 1：令和元年度、契約件数 204 件で平均 28.0 日</p> <p>指標 2：令和元年度に契約する予定情報の充実を図り、100 件以上公告前に公表する 結果 2：技術審査の有無等の付加情報を加え、令和元年度に 169 件公表済み</p> <p>(平成 30 年度)</p> <p>指標 1：公告から適合証明書等又は入札書提出期限までの期間を平均で 25 日以上確保</p>	<p><b>全体評価：B</b></p> <p>機構は、主務省令に定める期間（5 年間）において、毎事業年度、業務改善の取組に関する目標、給与の適正化等、業務の電子化を軸に機構全体の業務運営の効率化に努め、計画を達成した。</p> <p>業務改善の取組に関する経費目標については、業務経費を前年度比 1%以上、一般管理費を前年度比 3%以上の経費削減をするとともに、調達等合理化計画に基づいた適正化の取組について指標を達成した。</p> <p>給与の適正化等については、給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数は国家公務員と同水準であり、適正な給与水準を維持した。</p> <p>業務の電子化としては、業務・システム最適化計画の策定から NITE-LAN システム調達、運用を開始し、テレワーク可能な状況など機構職員がより効率的・効果的に業務を実施できる環境となった。また、CIO 補佐官の活用、IT 調達制度の適切な運用を行い、NITE-LAN システムの安定運用、ペーパーレスの推進、電子決裁などを進め、すべてにおいて指標を達成した。</p> <p>&lt;NITE 評価・計画諮問会議委員からのコメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパーレスを推進し</li> </ul>	<p><b>評価</b> B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>機構は、「独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」(主務省令)に定める期間（平成 27 年度～令和元年度までの 5 年間）において、毎事業年度、機構全体の業務運営の効率化に努め、計画を達成した。毎事業年度、業務経費は前年度比 1%減、一般管理費は 3%減の経費削減を行い、適正な給与水準を維持するとともに、調達等合理化計画に基づいた適正な取組がなされている。また、業務の電子化では、業務基盤システムである NITE-LAN システムを調達・運用し、職員がテレワーク可能な環境を整え、業務運営の効率化を図ってきた。さらに、職員等への教育等を行い、電子決裁及び業務のペーパーレス化を行い、全事業年度の指標を達成することができた。このほか、毎事業年度の目標として掲げた給与水準の適正化や電子決裁率等の業務改善の取組も着実に実施してきたと認められる。以上から、主務省令期間における効率化計画を達成していると認められるため、「B」評価と判断した。</p>

		<p>結果 1:平成 30 年度、契約件数 163 件で平均で 26.6 日          指標 2:平成 30 年度に契約する予定情報の充実を図り、50 件以上公告前に公表する          結果 2:技術審査の有無等の付加情報を加え、平成 30 年度に 143 件公表済み</p> <p>(平成 29 年度)          指標:総契約数の一者応札件数割合は、平成 28 年度を上回らないものとする。          結果:調達件数の多い労働者派遣契約について、派遣労働者の資格要件、経験及び知識を緩和するとともに、応札者が長期的観点から人材を確保しやすくするために複数年契約とする取り組みを実施したことにより、総契約数の一者応札割合は 54% (平成 27 年度 64.8) % であり、公正かつ適正な調達手続を実施したことで機構の信頼性を維持した。</p> <p>(平成 28 年度)          指標:重点区分に設定した労働者派遣契約の一者応札件数割合は、平成 27 年度を上回らないものとする。          結果:調達件数の多い労働者派遣契約について、派遣労働者の資格要件、経験及び知識を緩和するとともに、応札者が長期的観点から人材を確保しやすくするために複数年契約とすることにより、平成 28 年度の労働者派遣契約の一者応札割合は 35.8% (平成 27 年度 64.8%) であり、公正かつ適正な調達手続を実施したことで機構の信頼性を維持した。</p> <p>(平成 27 年度)          指標:重点区分に設定した試験機器関連と労働者派遣契約の一者応札件数割合は、平成 26 年度を上回らないものとする。          結果:試験機器関連の一者応札件数割合は 35.3% (平成 26 年度 42.2%) で指標を達成した。労働者派遣契約の一者応札件数割合は 64.8% (平成 26 年度 59.6%) で指標を上回ったものの、契約監視委員会において、平成 27 年度の労働者派遣契約の大半は一般事務ではなく専門能力を必要とする業務であり、仕様書等で質の担保を図る必要があることから、契約の適正性には特段の問題はみられない旨の意見が出された。</p>	<p>て、平成 29 年度以降枚数ベースで前年度比 10% 及び金額ベースで 20% のペーパーレスを実現している。人のプロセスが省かれ、CO2 削減も着実に実行しており、大変評価ができる。(筑紫委員)</p>	
<p><b>2. 給与水準の適正化等</b>          役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針 (平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p>		<p>機構は、主務省令に定める期間 (5 年間) において、毎事業年度、人材の効率的・有効活用、適正配置を推進し、職員数及び人件費の厳正な管理を行うことで、給与水準の適正化を図った。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められている国家公務員の給与を参酌した給与水準の妥当性については、給与水準に関する対国家公務員 (ラスパイレス) 指数を算出し、主務省令に定める期間 (5 年間) において、国家公務員とほぼ同水準であり、適正な給与水準を維持した。</p>		

<p><b>3. 業務の電子化</b></p> <p>NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルへの移行及び職員間コミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。</p> <p>また、電子決裁等業務の電子化の一層の推進を図り、その際新たな情報システムの構築を行う場合には、業務効率の向上や情報セキュリティの確保の観点を踏まえ、計画的に実施を行う。</p> <p>さらに、NITE-LAN システムの安定的な運用を行う。</p>	<p>(令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NITE-LAN システムのサービス提供時間内における稼働率 (99%)</li> <li>・NITE-LAN システムの各種申請の処理時間 (3 営業日以内 (繁忙期を除く))</li> <li>・電子決裁率を 100% とする。</li> </ul> <p>(平成 30 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NITE-LAN システムのサービス提供時間内における稼働率 (99%)</li> <li>・NITE-LAN システムの各種申請の処理時間 (3 営業日以内 (繁忙期を除く))</li> <li>・電子決裁率を平成 28 年度の政府全体の水準 (91%) 以上とする。</li> </ul> <p>(平成 29 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NITE-LAN システムのサービス提供時間内における稼働率 (99%)</li> <li>・NITE-LAN システムの各種申請の処理時間 (3 営業日以内 (繁忙期を除く))</li> </ul> <p>(平成 28 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子決裁実施率 (40% 以上)</li> <li>・ペーパーレス会議で使用する機材の稼働率 (30% 以上)</li> <li>・NITE LAN システムの各種申請の処理時間 (3 営業日以内)</li> <li>・NITE LAN システムのサービス提供時間内における稼働率 (99% 以上)</li> </ul> <p>(平成 27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の新たな業務・システム最適化計画の策定</li> </ul>	<p>機構は、主務省令に定める期間 (5 年間) において、以下のとおり、業務の電子化に取り組んだ。</p> <p>●業務・システム最適化計画の策定から NITE-LAN システム調達、運用</p> <p>機構は、業務の電子化の一層の推進を図るため、平成 28 年度に業務・システム最適化計画を策定 (更新) し、その後、機構の基盤システムである NITE-LAN システムの調達を行い、平成 30 年度末に運用を開始した。これによりロケーションフリーの業務環境の整備や個人の Web 会議環境の導入による情報共有・コミュニケーション環境が整い、機構職員がより効率的・効果的に業務を実施することが可能となる環境となった。</p> <p>本格的に運用を開始した令和元年度には、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図り、職員間のみならず外部事業者とのコミュニケーションの活性化のため、外部事業者が持ち込んだ端末等をインターネットへ接続できるゲスト用無線 LAN を整備し、サービスを開始した。また、ライセンス数に制限があった TV 会議システムの同時接続数を拡充した。</p> <p>新型コロナウイルスの感染が急速に広がる中、ウイルス感染症対策として、テレワークの緊急的な実施が指示された。このテレワークの実施指示が全拠点へ拡大することを想定し、NITE-LAN システム利用者全員がテレワークに実施が可能とするリモートアクセスサービスの同時接続数を増加する等、緊急対応を行った。加えて、テレワーク実施において、自宅にインターネット環境がない職員に対して、Wi-Fi ルータの貸与を実施した。</p> <p>●CIO 補佐官の活用、IT 調達制度の適切な運用</p> <p>機構は、主務省令に定める期間 (5 年間) において、毎事業年度、情報システムの構築・改修に対して、民間企業で専門的な知識と経験を有する CIO 補佐官を活用し、事前相談やヒアリングを通じて、システム開発の計画段階から、業務の実態、調達担当課の要望、情報システムとしての全体像、必要な要件等を把握した。また、個別の情報システムの観点のみではなく、基盤システムである NITE-LAN システムのライフサイクル、費用、NITE-LAN システムと個別システム間でのシステムの安定稼働等を総合的に考慮し、調達単位の提案、個別システム所管課間の調整を行う等の積極的な支援を行った。</p> <p>IT 調達制度の適切な運用を行うにあたり、情報システム政府調達審査会を実施するとともに、審査会以外の仕様書審査、提案書の確認、工数の積算なども行い、システム構築・改修を計画的に行っている。</p> <p>なお、次の主務省令に定める期間 (5 年間) に向けて、財務会計、人事給与、文書管理等を含む管理業務全般について、業務管理プロセスを見直し、統合型管理システムを構築することによって、大幅な管理業務の効率化を目指し、管理業務の完全電子化に向けた検討を開始している。</p> <p>●NITE-LAN システムの安定運用</p> <p>機構は、主務省令に定める期間 (5 年間) において、毎事業年度、NITE-LAN システムの安定運用を行い、平成 28 年度の指標設定以降は、NITE LAN システムのサービス提供時間内における稼働率 (99% 以上) 及び NITE LAN システムの各種申請の処理時間 (3 営業日以内) のどちらも指標を達成し、安定運用を維持している。</p> <p>NITE-LAN システムの安定運用を確保するため、脆弱性情報を提供するサービス等を利用して積極的に脆弱性情報、アップデート情報及び不具合情報を収集し、これらに迅速に対応するとともに、不具合が発生しそうな部品の交換等の予防的な対策を積極的に行っている。</p>		
---	--	--	--	--

		<p>●ペーパーレスの推進</p> <p>機構は、主務省令に定める期間（5年間）において、平成29年度からペーパーレス推進の取組を行い、平成29年度は前年度比19.4%（477万円）削減、平成30年度は前年度比19.6%（389万円）削減、令和元年度は前年度比22.9%（365万円）削減を実現した。</p> <p>令和元年度は、企画管理部及び国際評価技術本部の執務室のフリーアドレス化を実現するとともに、全拠点に対して無線LANアクセスポイントを増設することで更なるペーパーレス化を推進した。</p> <p>●電子決裁</p> <p>機構は、主務省令に定める期間（5年間）において、毎事業年度、電子決裁の取組を進めた結果、平成27年度に33.1%であった電子決裁率が平成30年度で100%を達成し、令和元年度も引き続き100%を維持した。</p> <p>令和元年度には、更なる取組として、文書管理に対する要望、提案等広く職員の意見等を吸い上げ、その集約した42件の中から、公印省略の範囲の大幅な見直し等を実施し、決裁・施行手続きの効率化・簡素化を図った。また、起案文書作成に係る文書管理システムの改修により、ユーザの使い勝手（インターフェイス）を改善し、電子決裁の推進を行った。</p> <p>そのほか、令和元年度には、文書管理推進月間での講演会では、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」を取り上げ、電子文書の適切な取り扱いについて理解を深めることができた。</p>		
--	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

--